

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 49 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号ア中「1,000,000円」を「1,100,000円」に改め、
同号イ中「1,500,000円」を「1,600,000円」に改め、同条第2号中
「1,500,000円」を「1,600,000円」に改め、同条第3号を削り、同条
第4号を同条第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、
同号を同条第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則第4条の4の規定は、
令和3年度分の個人の市民税から適用し、令和2年度分までの個人の市民税
については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)